会告

『芸備地方史研究』バックナンバーのインターネット公開の許諾について

芸備地方史研究会は一九五三年の発足以来、学会誌『芸備地方史研究』を発行してまいりました。本号三三一号まで長きにわたって会誌を発行できましたことは、ひとえに会員の皆様のご支援・ご協力の賜物と感謝しております。

さて、この度、会誌閲覧の利便性向上を目的として、委員会では会誌『芸備地方史研究』を、国立国会図書館デジタルコレクション（NDL）にてインターネット公開することを決定いたしました。国立国会図書館デジタルコレクションのインターネット公開は、①全文検索には対応していない、②サイニー・リサーチでは検索できない、③一号全体での公開となり、個別の収録論文だけでの公開はできない、④公開は刊行から五年後となる、という制約はございますが、本誌掲載の論考を広く世の中に共有し学術に大きく寄与するとともに、その利便性が従来と比べて格段に向上するものになると考えます。

会誌をインターネット公開するためには、会誌に掲載された論説等各種記事の著作権の一部（公衆送信権）を、本会が利用することになります。そのためには、芸備地方史研究会に著作権が帰属していない**一～二一四号の会誌に掲載されている論説等各種記事**につきまして、著作権の問題を解決する必要があります。委員会では、二〇二六年一〇月一日から二〇二七年一〇月三一日までの約一年間、『芸備地方史研究』誌上、ホームページ上（https://geishi.hiroshima-u.ac.jp/）にて、会員・著者の皆様にインターネット公開に関わる著作権利用について告知し、許諾を得たいと考えています。

一～二一四号の論説等各種記事の著者で、記事のインターネット公開に同意いただけない場合は、左記の連絡先まで、郵便もしくは電子メールにてお申し出ください。インターネット公開に同意いただけない論説等各種記事がある場合には、原則としてその論説等各種記事が掲載されている会誌そのもの（他の記事も含む全頁）を、インターネット公開の対象から除外することといたします。

特にお申し出がなかった場合は、著作権の一部利用を許諾いただいたものとして、インターネット公開を進めさせていただきます。ただし、後日であっても記事のインターネット公開に同意いただけないとのお申し出があった場合は、速やかに対応いたします。

また、論説等に含まれる写真・史料などについて、他者の著作権を侵害したり、掲載許諾料が発生する場合には、その記事の掲載された会誌全体をインターネット公開の対象から除外いたします。該当する論説等各種記事がある場合は、お申し出ください。お申し出がなかった場合は、弊会および国立国会図書館の判断で対応いたします。

なお、今回の著作権の利用許諾は、会誌を広く世の中に発信することで芸備地域の歴史解明に寄与することを目的としたものであり、著者自身による論説等の利用（自著への収録など）を妨げるものではございません。

ご迷惑をおかけしますが、会員・著者の皆様におかれましては、ご理解いただけますよう、何卒よろしくお願いいたします。

【インターネット公開に同意いただけない場合】

○対　象：一～二一四号の会誌に掲載された論考

○期　間：二〇二六年一〇月一日～二〇二七年一〇月三一日

○連絡先：

・郵送

〒七三九―八五二二
東広島市鏡山一丁目二―三
広島大学文学部日本史学研究室内
芸備地方史研究会

・電子メール　geishi@hiroshima-u.ac.jp